

財務省告示第百三十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成十七年度における輸入基準数量を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

財務大臣 谷垣 賢一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成十七年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入基準数量
一	トン
二	一・八五トン
三	一トン
四	五五、一七一トン
五	一、七六五トン
六	一三トン

三	二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	八・三三トン	トン
四四、六二九トン	七六一トン	九四五トン	一五、八四六トン	一三五、九	一五、	四七、一五トン	二、九五四トン	七、七、八七一トン	六、八、	九四トン	一九、二九七トン	一一、	一、	四四、二六三トン	一一、二三九トン	三七トン	

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二
一、八七四トン	二五五トン	一九、ハニトン	五、五一ニトン	トン	一七トン	一一、七二五トン	三一七トン